

構成員から寄せられたプレゼンテーション者に対するご質問

1. 磯辺 構成員（全国消費者団体連絡会事務局次長）殿に対するご質問

【醍醐座長代理】

マス・ユーザーの立場から見て、デタリフ化、あるいは約款の事前公表義務の緩和をどう評価されますか？ デタリフ化と競争評価レビューの関係はどうあるべきとお考えですか？

英国で採用されているような利用者の意識調査を競争評価レビューに織り込むことについて、どのように評価されますか？

前問について、肯定的に評価される場合、意識調査にはどのような項目を盛り込むべきとお考えですか？

【大谷構成員】

契約約款等の契約条件の明確化については、消費者契約法、景品表示法等の一般的な法令と業種横断的な規制である程度は、対応できている部分があると考えられるが、それで足りないとするればどのような点か（事前審査、法令違反に対する迅速な解決など）。仮に不足している点が特定できるのであれば、それに対して、電気通信事業法における約款の策定公表義務以外の規制で対応する方法はないのだろうか。

契約約款では必ずしも消費者によるサービス選択に資する有益な情報提供として十分とはいえないとする考え方もある。これについて、事業者の自主レイティングとして、例えば「インターネット接続サービス安全・安心マーク制度」があるが、これに対する消費者としての評価はいかがか。

（参考 <http://www.isp-ss.jp/http://www.isp-ss.jp/item.html> ）

【清藤構成員】

「契約約款の策定・公表を義務づけない」ことについて

消費者における情報の非対称性、特に価格とサービス品質の比較情報の不足について指摘される中で、契約約款の事前規制撤廃は、消費者の利益を著しく侵害する可能性があります。また一方では、事業者の公正な競争がすすみ、消費者に事業者選択のための情報が提供される場合には、電気通信における新しいサービスの投入が活発になることも期待されます。以下について質問します。

- ・ 消費者を取り巻く環境の中で、どのような条件整備がされれば、契約約款の事前公表の義務づけを撤廃しても支障がないと考えるか。

2. オブザーバ C&W IDC 殿に対するご質問

【醍醐座長代理】(第4回会合(10月21日)におけるご質問を含む。)

英国では有効競争レビューを誰が行うのか。競争評価レビューの実施主体とそれに基づく規制の判断主体は別か。

英国の有効競争レビューもSMP・MIの認定を行うのではないか。また、それらの認定の判断基準は何か。

移動体レビューでは、ボーダフォンの投下資本回収率が他社より高いことを論拠としているが、その際のデータ収集方法及び判断のベンチマークは何か。

(総務省が作成した資料によれば)Of tel は2001年9月に公表した移動通信に関するレビューにおいて、効果的な競争が存在する市場で達成可能な投下資本利益率を上回る利益率を得ている事業者が存在するとき、その高い利益率がコスト優位性に起因するのか、価格設定力に起因するのかを分析し、コスト優位性だけでは高い利益率を説明できないとして、Vodafone と BTCCell net に引き続き、支配的事業者規制を課すことにしたとのことですが、これについてお尋ねします。

(1) 「効果的な競争が存在している市場で達成可能な利益率」はどのように見積られたのでしょうか？

(2) コスト優位性に基づく高い利益率であれば、市場の失敗とはみなさず、支配的事業者と認定しないことを示唆しているのでしょうか？

(定量的指標と定性的指標の関連について)Of tel は競争評価の指標として市場シェアとその他の定性的要因を併せ検討しているとのことですが、

(1) 定性的要因を考慮するのは市場シェアが50%未満の場合であると理解してよいのでしょうか？50%超の市場シェアを持つ事業者が存在する市場であっても定性的要因を検討するのでしょうか？

(2) 定性的要因として、加入者回線の所有による関連市場へのレバレッジをが挙げられていますが、これは、そうしたレバレッジを働かせる力を持つことと、市場シェアの高さは競争評価にあたってどのように総合されるのでしょうか？

【大谷構成員】

総務省の資料では、競争評価の結果を踏まえて規律内容が変わることが英国における有効競争レビューの特徴とされているが、どの程度規律内容の変化に柔軟性があるのか。免許条件に記載される規律の内容は、SMPとMIの2種類に収斂するので、有効競争評価の結果として適用される規律の内容については、事業者にとって予見不能なものではないと思われるが、この見方は間違っていますか。

英国において、SMPとMIの規制以外の「その他の規制」にはどのようなものがあるのでしょうか。例えば、Vodafone は、SMP規制以外にどのような規律が免許条件に含まれるのでしょうか。

英国における有効競争レビューは、EUガイドラインを受けてどのように変わっていくのでしょうか。MI規制のうち接続ルールは、EUガイドラインのSMP規制に含まれると思われるが、この理解は正しいのでしょうか。

【佐藤構成員】

英国あるいは欧州において、通信法は限定的なものが望ましく、競争法（独禁法）を用いることで情報通信分野の競争が機能するという議論はありますか。

英国・欧州における独立規制機関と公取（競争委員会）の役割、関係について教えてください。

可能であれば、英国における有効競争レビューを用いた事例を教えてください：対象市場の確定、市場の評価、評価に基づく政策対応。

英国あるいは欧州における有効競争レビューはどのような役割を果たすものであり、それは総務省が実施しようとしているものとのどこが違うのでしょうか。

有効競争レビューを実施するに際し、O F T E Lは各事業社に必要な情報を提出させる、法的権限を持っていますか。

英国並びに欧州における有効競争レビューの対象となる市場、並びにレビューのスケジュールを教えてください。

【清藤構成員】

マーケット情報の公開性について

電気通信分野におけるマーケット情報は、日本と英国を比較して、一般に公開されている内容に差があるように思います。これまでの資料でも、同一サービスにおける事業者の比較は、契約者数と通話数（読み取れる資料は少ないが）のみという実態です。需要家、消費者の電気通信の使い方について現状を理解するマーケット情報が不足していると考えます。以下について質問します。

- ・ 電気通信事業者を理解する前提となる、電気通信市場に対する共通の理解を得るためのマーケット情報の公開性に日本と英国での差はないか。

消費者行政と電気通信行政の関係について

英国では、貿易産業省が政策の企画立案を担い、独立規制機関としてO F T E Lにたいし、規制に関する法制度の整備および長官の任命を行うとしています。また、消費者に対する情報提供および苦情申立を受ける組織として「消費者協議会（地方委員会を含む）」があります。以下について質問します。

- ・ 消費者協議会は、独立規制機関に対し、助言、提言、苦情申立を行うとしていますが、O F T E Lとは具体的にどのような関係にあるか。
- ・ 消費者協議会は、事業者に対して、情報開示を求める一方で、助言、提言、苦情処理を行うとしているが、C & W I D Cとの関係で具体的な交渉事例があれば例示いただきたい。

C & W I D Cの顧客満足度（C S）のマネジメントについて

C & W I D Cの顧客満足度のマネジメントについて、可能な範囲でお話を伺いたい。特に社内における顧客満足度の指標について具体的に例示いただきたい。例えば、クレームの発生件数とその対応結果について等。また、顧客満足度（C S）調査を定期的にされていれば、調査項目およびベンチマーキングの方法について教えていただきたい。

【中空構成員】（第4回会合（10月21日）におけるご質問）

O F T E Lの有効競争レビューは社会的に受け入れられているのか、それによって消費者はハッピーと感じているのか。

3. オブザーバ 公正取引委員会事務総局殿に対するご質問

【醍醐座長代理】

貴職が合併・経営統合等の企業結合の審査を通じて蓄積された知見に照らして、

- (1) Oftel が採用してきた有効競争レビューの手法（市場画定の仕方、競争評価にあたっての指標の選択等）について、どのような意見をお持ちですか？
- (2) 本研究会の前回会合で示された論点整理について、どのような意見をお持ちですか？特に、異論があれば、どういう部分か、なぜ異論があるのか、お聞かせ下さい。

貴職は有効競争レビューが事前規制を指向している点に疑義を持たれているようですが、その理由を論理的、実際的にご説明下さい。

【大谷構成員】

現行の電気通信事業法上の支配的事業者への規制を接続ルールと紛争処理だけ残して、事前規制をなくした場合、現行競争法に基づく対応との差異はどのような部分に出てくるか。

【佐藤構成員】

独禁法による市場確定とドミナンス認定の考え方とはどのようなものでしょうか。

公正取引委員会をご存じと思うので、米国、欧州の独禁法・競争法における市場確定とドミナンス認定の考え方
情報通信分野の競争政策において、総務省と公取との境界、それぞれが果たすべき役割についてお示し下さい。

総務省が係わっているあるいは係わろうとしているケースで、公取が独禁法の下、競争維持のための対応が可能な事例をお示し下さい。

総務省が係わっているあるいは係わろうとしているケースで、総務省ではなく公取が、独禁法の下、競争維持のための対応をするのに相応しいと考えられる事例、類型をお示し下さい。

総務省の行おうとしている有効競争レビューあるいは事業法改正に関し、恣意性が高いあるいは裁量の範囲が大きく、問題と考えられる点をご指摘下さい。

上記の問題点を解決するため、公取としてはどのような提案をされるのかお示し下さい。

全般的に、公取の研究会で行われている情報通信分野に係わる議論が見えないので、論点並びに提言をお示し下さい。

【清藤構成員】

内部補助について

電気通信の分野ばかりでなく、エネルギー（電気、ガス等）の分野においても、他分野の企業からの新規参入が進んでいます。新規参入により市場における競争が活発になることは歓迎されますが、圧倒的に資本および設備が優位な新規参入者による参入は、逆に競争を阻害するとも言われています。以下について質問します。

- ・ 他分野の企業が新規参入する場合に、市場における競争力の支配力をどのように見ているか。その予見可能性をどのように担保するか。
- ・ その新規参入者の電気通信事業による利益は、どの分野（電気通信または他の分野）の利用者に還元されるべきか。または企業の判断に委ねるべきか。

公共料金の情報公開性について

内閣府により、公共料金分野の情報公開ガイドラインが設置されて2年が経過し、これから評価（フォローアップ）の作業が進められようとしています。電気通信分野における情報公開について以下質問します。

- ・ 電気通信分野における情報公開の進展について、他の分野とも比較し、どのように評価しているか。
- ・ 電気通信分野における情報公開が対象としている範囲の拡大の必要性はないか。

消団連 磯辺様への質問

1. マス・ユーザーの立場から見て、デタリフ化、あるいは約款の事前公表義務の緩和をどう評価されますか？デタリフ化と競争評価レビューの関係はどうあるべきとお考えですか？
2. 英国で採用されているような利用者の意識調査を競争評価レビューに織り込むことについて、どのように評価されますか？
3. 前問について、肯定的に評価される場合、意識調査にはどのような項目を盛り込むべきとお考えですか？

C&W IDC様への質問

1. (総務省が作成した資料によれば)Ofcomは2001年9月に公表した移動通信に関するレビューにおいて、効果的な競争が存在する市場で達成可能な投下資本利益率を上回る利益率を得ている事業者が存在するとき、その高い利益率がコスト優位性に起因するのか、価格設定力に起因するのかを分析し、コスト優位性だけでは高い利益率を説明できないとして、VodafoneとBTCellnetに引き続き、支配的事業者規制を課すことにしたとのことですが、これについてお尋ねします。
「効果的な競争が存在している市場で達成可能な利益率」はどのように見積られたのでしょうか？
コスト優位性に基づく高い利益率であれば、市場の失敗とはみなさず、支配的事業者と認定しないことを示唆しているのでしょうか？
2. (定量的指標と定性的指標の関連について)Ofcomは競争評価の指標として市場シェアとその他の定性的要因を併せ検討しているとのことですが、
定性的要因を考慮するのは市場シェアが50%未満の場合であると理解してよいのでしょうか？50%超の市場シェアを持つ事業者が存在する市場であっても定性的要因を検討するのでしょうか？
定性的要因として、加入者回線の所有による関連市場へのレバレッジを挙げられていますが、これは、そうしたレバレッジを働かせる力を持つことと、市場シェアの高さは競争評価にあたってどのように総合されるのでしょうか？

公正取引委員会事務総局様への質問

1. 貴職が合併・経営統合等の企業結合の審査を通じて蓄積された知見に照らして、Ofcomが採用してきた有効競争レビューの手法(市場画定の仕方、競争評価にあたっての指標の選択等)について、どのような意見をお持ちですか？
本研究会の前回会合で示された論点整理について、どのような意見をお持ちですか？特に、異論があれば、どういう部分か、なぜ異論があるのか、お聞かせ下さい。
2. 貴職は有効競争レビューが事前規制を指向している点に疑義を持たれているようですが、その理由を論理的、実際的にご説明下さい。

以上

平成14年10月29日
(株)日本総合研究所法務部長 大谷 和子

1) 磯辺 構成員殿へのご質問

契約約款等の契約条件の明確化については、消費者契約法、景品表示法等の一般的な法令と業種横断的な規制である程度は、対応できている部分があると考えられるが、それで足りないとするばどのような点か(事前審査、法令違反に対する迅速な解決など)。仮に不足している点が特定できるのであれば、それに対して、電気通信事業法における約款の策定公表義務以外の規制で対応する方法はないのだろうか。

契約約款では必ずしも消費者によるサービス選択に資する有益な情報提供として十分とはいえないとする考え方もある。これについて、事業者の自主レーティングとして、例えば「インターネット接続サービス安全・安心マーク制度」があるが、これに対する消費者としての評価はいかがか。(参考 <http://www.isp-ss.jp/http://www.isp-ss.jp/item.html>)

2) オブザーバC&W IDC殿へのご質問

総務省の資料では、競争評価の結果を踏まえて規律内容が変わることが英国における有効競争レビューの特徴とされているが、どの程度規律内容の変化に柔軟性があるのか。

免許条件に記載される規律の内容は、SMPとMIの2種類に収斂するので、有効競争評価の結果として適用される規律の内容については、事業者にとって予見不能なものではないと思われるが、この見方は間違っていますか。

英国において、SMPとMIの規制以外の「その他の規制」にはどのようなものがあるのでしょうか。例えば、Vodafoneは、SMP規制以外にどのような規律が免許条件に含まれるのでしょうか。

英国における有効競争レビューは、EUガイドラインを受けてどのように変わっていくのでしょうか。MI規制のうち接続ルールは、EUガイドラインのSMP規制に含まれると思われるが、この理解は正しいでしょうか。

3) オブザーバ公正取引委員会殿へのご質問

現行の電気通信事業法上の支配的事業者への規制を接続ルールと紛争処理だけ残して、事前規制をなくした場合、現行競争法に基づく対応との差異はどのような部分に出てくるか。

平成14年10月25日
甲南大学経済学部教授 佐藤治正

1.公正取引委員会

- * 独禁法による市場確定とドミナンス認定の考え方とはどのようなものでしょうか
- * 公正取引委員会殿はご存じと思うので、米国、欧州の独禁法・競争法における市場確定とドミナンス認定の考え方
- * 情報通信分野の競争政策において、総務省と公取との境界、それぞれが果たすべき役割についてお示し下さい。
- * 総務省が係わっているあるいは係わろうとしているケースで、公取が独禁法の下、競争維持のための対応が可能な事例をお示し下さい。
- * 総務省が係わっているあるいは係わろうとしているケースで、総務省ではなく公取が、独禁法の下、競争維持のための対応をするのに相応しいと考えられる事例、類型をお示し下さい。
- * 総務省の行おうとしている有効競争レビューあるいは事業法改正に関し、恣意性が高いあるいは裁量の範囲が大きく、問題と考えられる点をご指摘下さい。
- * 上記の問題点を解決するため、公取としてはどのような提案をされるのかお示し下さい。
- * 全般的に、公取の研究会で行われている情報通信分野に係わる議論が見えないので、論点並びに提言をお示し下さい。

2.C & W IDC

- * 英国あるいは欧州において、通信法は限定的なものが望ましく、競争法（独禁法）を用いることで情報通信分野の競争が機能するという議論はありますか。
- * 英国・欧州における独立規制機関と公取（競争委員会）の役割、関係について教えてください。
- * 可能であれば、英国における有効競争レビューを用いた事例を教えてください。：対象市場の確定、市場の評価、評価に基づく政策対応
- * 英国あるいは欧州における有効競争レビューはどのような役割を果たすものであり、それは総務省が実施しようとしているものとどこが違うのでしょうか。
- * 有効競争レビューを実施するに際し、OFTELは各事業社に必要な情報を提出させる、法的権限を持っていますか。
- * 英国並びに欧州における有効競争レビューの対象となる市場、並びにレビューのスケジュールを教えてください。

第5回通信研究会ヒヤリングへの質問

日本生協連 政策企画部 清藤 正

公正取引委員会事務総局 様へ

内部補助について

電気通信の分野ばかりでなく、エネルギー（電気、ガス、等）の分野においても、他分野の企業からの新規参入が進んでいます。新規参入により市場における競争が活発になることは歓迎されますが、圧倒的に資本および設備が優位な新規参入者による参入は、逆に競争を阻害するとも言われています。以下について質問します。

- ・他分野の企業が新規参入する場合に、市場における競争力の支配力をどのように見ているか。その予見可能性をどのように担保するか。
- ・その新規参入者の電気通信事業による利益は、どの分野（電気通信または他の分野）の利用者に還元されるべきか。または企業の判断に委ねるべきか。

公共料金の情報公開性について

内閣府により、公共料金分野の情報公開ガイドラインが設置されて2年が経過し、これから評価（フォローアップ）の作業が進められようとしています。電気通信分野における情報公開について以下質問します。

- ・電気通信分野における情報公開の進展について、他の分野とも比較し、どのように評価しているか。
- ・電気通信分野における情報公開が対象としている範囲の拡大の必要性はないか。

C & W IDC 様へ

マーケット情報の公開性について

電気通信分野におけるマーケット情報は、日本と英国を比較して、一般に公開されている内容に差があるように思います。これまでの資料でも、同一サービスにおける事業者の比較は、契約者数と通話数（読み取れる資料は少ないが）のみという実態です。需要家、消費者の電気通信の使われ方について現状を理解するマーケット情報が不足していると考えます。以下について質問します。

- ・電気通信事業者を理解する前提となる、電気通信市場に対する共通の理解を得るためのマーケット情報の公開性に日本と英国での差はないか。

消費者行政と電気通信行政の関係について

英国では、貿易産業省が政策の企画立案を担い、独立規制機関としてOFTTELにたいし、規制に関する法制度の整備および長官の任命を行うとしています。また、消費者に対する情報提供および苦情申立を受ける組織として「消費者協議会(地方委員会を含む)」があります。以下について質問します。

- ・消費者協議会は、独立規制機関に対し、助言、提言、苦情申立を行うとしていますが、OFTTELとは具体的にどのような関係にあるか。
- ・消費者協議会は、事業者に対して、情報開示を求める一方で、助言、提言、苦情処理を行うとしているが、C & W IDCとの関係で具体的な交渉事例があれば例示いただきたい。

C & W IDCの顧客満足度(CS)のマネジメントについて

C & W IDCの顧客満足度のマネジメントについて、可能な範囲でお話を伺いたい。特に社内における顧客満足度の指標について具体的に例示いただきたい。例えば、クレームの発生件数とその対応結果について等。

また、顧客満足度(CS)調査を定期的にされていれば、調査項目およびベンチマーキングの方法について教えていただきたい。

消団連 磯部様へ

「契約約款の策定・公表を義務づけない」ことについて

消費者における情報の非対称性、特に価格とサービス品質の比較情報の不足について指摘される中で、契約約款の事前規制撤廃は、消費者の利益を著しく侵害する可能性があります。また一方では、事業者の公正な競争がすすみ、消費者に事業者選択のための情報が提供される場合には、電気通信における新しいサービスの投入が活発になることも期待されます。以下について質問します。

- ・消費者を取り巻く環境の中で、どのような条件整備がされれば、契約約款の事前公表の義務づけを撤廃しても支障がないと考えるか。

以 上